

平成24年度予算要望に対する回答

(民主・都みらい京都市会議員団)

平成24年2月

京 都 市

目 次

(No.)

政策制度要望	1
平成24年度予算に対する要望	
1. 重点要望	17
2. 要望	27
地域別要望	56

要 望 内 容

回 答

II 政策制度要望**1. 政策評価制度と事務事業評価制度の連動による政策推進**

政策評価制度ならびに事務事業評価制度について、その評価システムの連動性を高めることにより、市民にわかりやすい市政を推進するとともに、費用対効果を重要な指標に据えて事務事業の実施に努めること。

○ 政策評価制度においては、平成 2 3 年度から、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」に基づき、評価の対象を同計画に掲げる政策と施策の分類に合わせて体系化しています。また、客観指標についても、政策・施策・事務事業のそれぞれの段階に応じた目標を明らかにするよう、抜本的な見直しを行い、目標の達成状況を適切に測る指標の設定に努めています。

○ 事務事業評価制度においては、事務事業の実施に要した経費を点検、分析し、その効率性を評価する「効率性評価」を実施しており、評価の精度を高めながら、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、効率的な事業執行に努めています。

○ 今後も、政策・施策・事務事業のつながりとそれぞれの評価の仕組みが、市民にとってわかりやすいものとなるよう、評価システムの連携を図ってまいります。

（平成 2 4 年度予算額）

- ・ 政策評価の実施 2, 1 5 2 千円
- ・ 事務事業評価制度の運用 2, 0 0 0 千円

要 望 内 容

回 答

2. 地球温暖化対策の取組

東日本大震災以前に策定された本市の地球温暖化対策計画は、原発稼働率の向上を見込んだものであるために見直しの必要性に迫られている。そこで、再生可能エネルギーの導入と省エネ推進の二本柱を組み込んで見直すとともに、新計画の徹底した進捗管理を行い、条例の目標達成のために着実な実績を積み重ねていくこと。

○ 平成23年3月に策定した「京都市地球温暖化対策計画<2011～2020>」において、再生可能エネルギーの導入等を進める「エネルギー創出・地域循環のまち」、家庭における省エネを進める「環境にやさしいライフスタイル」、企業の省エネを進める「環境にやさしい経済活動」の実現を目指し、取組を進めております。

○ 今後は、計画に掲げた取組を着実に推進しつつ、国のエネルギー政策の見直しの動向を見極め、必要な見直しを検討するとともに、再生可能エネルギーの普及促進を目的としたメガソーラー発電所の誘致など、新たな施策にも積極果敢に取り組み、条例に掲げた目標の達成を目指してまいります。

(平成24年度予算額)

- ・地球温暖化対策条例推進事業 10,765千円
- ・次世代環境配慮型住宅エネルギーネットワーク実証事業 5,000千円【新規】
- ・市民協働発電制度の創設 5,800千円【新規】
- ・「DO YOU KYOTO?クレジット」を活用した地域や中小事業者の温室効果ガス排出量削減促進事業 19,525千円
- ・事業者排出量削減計画制度の推進 7,700千円
- ・低炭素のモデル地区「エコ学区」事業 29,300千円

(経過・これまでの取組等)

- 平成23年 3月 「京都市地球温暖化対策計画<2011～2020>」の策定
- 4月 「京都市地球温暖化対策条例の全部を改正する条例」の施行

要 望 内 容

回 答

3. 災害対策

3月11日の東日本大震災は甚大な被害をもたらし、その教訓を得て、本市でも防災対策の総点検作業が進んでいる。断層の多い本市では、自助・共助・公助の考えを基本に、この間、消防局ならびに消防団の強化、自主防災会の育成などに取り組んできたが、さらに「地域の絆」を強めつつ、避難所や備蓄物資の確保、他都市との連携等で災害に強いまちづくりに努めること。また、府と連携して、原発事故を想定した避難対策や健康対策など、原子力防災対策を確立すること。合わせて、被災地支援に本市も市民とともに全力で取り組んできたが、復興のためには息の長い継続的な支援が重要である。被災地への継続的な支援はもとより、本市に避難されている被災者への支援を継続すること。

- 避難所の確保については、今後も各施設管理者等に理解を求めながら、避難所の指定拡充に努めてまいります。また、災害用備蓄物資については、東日本大震災での課題を踏まえ、分散備蓄や拠点備蓄など保管場所の在り方、避難所等において必要となる物資等も含め検討し、より効率的な備蓄体制の充実に取り組んでまいります。さらに、他都市と連携するなど、広域連携を含めた防災対策の推進についても取り組んでまいります。
- 原子力防災対策については、平成23年度中に本市独自に緊急的に取り組むべき事項を取りまとめた「原子力発電所事故対応暫定計画」を策定するとともに、平成24年度以降、国において見直しが見込まれている防災指針等の改正状況を見据えながら、京都市防災会議の下に原子力の専門部会を新たに設置し、若狭湾周辺の原発事故を想定した京都市地域防災計画（原子力災害対策編）を策定してまいります。
- 被災地支援については、東日本大震災の発生後直ちに「京都市東北地方太平洋沖地震緊急支援対策本部（現東日本大震災対策本部）」を設置し、被災市町村や国等からの要請に基づき、食料や水、毛布等の支援を行うとともに、職員等による積極的な現地での支援を行ってまいりました。今後も復興に向けて、被災地からの要請に基づき、中長期的な職員の派遣などの支援を継続的に行ってまいります。
- 東日本大震災等により本市に避難して来られた被災者に対しては、被災者の実態に応じて住居の提供や生活、福祉等に関するきめ細かな情報提供や相談体制の整備を図ってまいりました。今後とも被災者の立場に立った支援を実施してまいります。

（平成24年度予算額）

- ・京都市地域防災計画の改定 35,000千円【新規】
- ・大規模災害用備蓄物資等の整備 91,300千円【充実】

要 望 内 容

回 答

4. 入札制度の改善

公共事業において、予定価格を下回るダンピング入札が行われるなど、企業も下請け業者も経営について大きな課題に直面し、同時に労働条件も過酷なものになってきている。地元企業の育成を優先するとともに、公正労働や環境、福利厚生、男女共同参画など社会的価値が入札において加点されるように総合評価制度を見直すこと。また、労働者が安心して生活できる労働条件の環境整備の実現に向けて「公契約条例」を制定すること。

○ 本市の公共事業については、法令上の制約のある政府調達協定の対象となる案件や特別な技術力を要する案件を除き、「京都市域に本店があること」を条件として、市内中小事業者へ発注しています。その結果、市内中小事業者との契約件数は、8割を超える高い比率を維持しています。

その他、公共工事の発注に当たっては、できる限り分離発注を行うことはもとより、工事の規模や内容に照らし、一定以上の技術力等が必要と考えられるものについても、共同企業体方式を極力活用することにより、市内中小事業者の技術力の向上や経営基盤の強化を図り、競争力のある地元事業者の育成に努めています。

市内業者下請参入の促進については、平成16年に「京都市契約事務規則の施行に関する要綱」を策定し、公共工事の受注者に対して、下請及び資材の購入などに市内中小事業者を選任するよう協力を求めています。

こうした取組に加えて、平成23年6月からは市内中小事業者の下請参入の拡大を図るため、「下請負契約等の通知書」において、新たに下請負人選定の理由について報告を求めるとともに、市外事業者を下請負人に選定した元請事業者に対しては、新たに市外事業者選定理由書の提出を求めることといたしました。この結果、下請事業者総数に占める市内中小事業者の割合は8割に近い結果となっています。

今後も引き続き市内中小事業者への優先発注など受注拡大の取組を進めてまいります。

○ 価格のみならず、施工方法や施工実績等を総合的に判断し、落札者を決定する総合評価方式入札においては、市内業者の下請への選定や市内産木材の調達などを評価項目に加えるなどの取組を進めてまいりましたが、今後も、これらの社会的貢献等を評価する項目の拡大について、引き続き検討を進めてまいります。

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答	NO.	4
要 望 内 容	回 答	
	<p>○ 賃金等の労働条件については、労働基準法等の定めに反するものは別として、公の契約、民間の契約を問わず、労使当事者間で自主的に取り決めるものとされています。しかしその一方で、本市の公共事業を受注する事業者において、賃金をはじめとする適正な労働条件が確保されることは大変重要な課題であります。このため、入札制度の改革等にとどまらず、市内中小事業者の受注機会の拡大、公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保、環境保全など、本市の政策課題を実現するための共通の指標となるべき、総合的な新たな条例の必要性を認識しています。</p> <p>公契約条例については、適用範囲や実効性の担保、零細事業者への影響等、実現に向けての課題もありますが、今後、先行する他都市の事例等も参考にしつつ、総合的な見地から、本市政策の実現に資するよう、しっかりと議論を重ね、条例の制定に向けて、検討を深めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><ダンピング受注防止のための制度改正> (平成20年度以降)</p> <p>平成21年2月 最低制限価格制度の適用範囲の拡大等 (予定価格1,000万円以下→5,000万円以下)</p> <p>平成21年6月 低入札で契約した場合の入札参加制限の導入等</p> <p>平成22年6月 低入札価格調査を経て契約を締結した場合の対応の強化 〔前払金の引下げ 4割→2割〕 〔契約保証金の引上げ 1割→3割〕</p> <p>測量及び地上物件調査業務委託における最低制限価格制度の導入等</p> <p>平成24年1月, 6月 (予定) 最低制限価格制度の適用範囲の拡大等</p>	

